

入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請提出書類一覧

【大学院生（留学生以外）】

全員が提出する書類

提出書類	注意事項
家族全員分の住民票（原本）	①本人を含む同一生計の家族全員分 ②続柄が記載されているもの ③世帯全員分と記載されているもの ④提出日前3か月以内に交付されたもの
所得・課税証明書（原本）又は非課税証明書（原本）（非課税の場合）	①本人を含む同一生計の家族全員（兄弟姉妹を除く）分 （兄弟姉妹が家計支持者である場合又は家計支持者の年収が100万円を下回る場合は兄弟姉妹分も必要） ②所得額、課税額ともに記載されているもの ③提出日前3か月以内に交付されたもの

該当者のみ提出する書類

収入を確認する書類		
該当者	状 況	提出書類
本人 （アルバイト）	2024年1月1日以前から同じアルバイト先で働いている	2024年分（2024年1月～12月）の源泉徴収票 ※源泉徴収票が発行されていない場合に限り、直近3か月分の給与支給明細書の写しでも可とするが、その場合は申請フォーム内の「給与特記事項」欄にその旨を入力すること。
	2024年1月2日以降にアルバイトを始めた又はアルバイト先を変えた	アルバイトの収入証明書（別紙1）（原本）又は直近3か月分の給与支給明細書の写し ※給与明細の写しを提出する場合は、総支給金額が分かるものを提出すること。
	2025年4月1日（後期は10月1日）時点で本学でTA・RAとして勤務している	書類不要（申請フォームは、給与のC/Pターンに自動で表示するため、内容に誤りがないか確認すること）
	2025年4月1日（後期は10月1日）時点で本学でチューター・SA・研究員・技術補佐員・事務補佐員として勤務している	①2024年1月1日以前から続けて働いている場合：2024年分（2024年1月～12月）の源泉徴収票 ②2024年1月2日以降から続けて働いている場合：直近3か月分の給与支給明細書の写し ③2025年4月1日（後期は10月1日）から働き始める場合：勤務条件通知書の写し及び総勤務（予定）時間が分かる書類の写し
	事業・農業・不動産・配当・利子・雑所得等があり、確定申告している	2024年分確定申告書の第一表・第二表の写し ※税務署の受付印があるもの。なおe-tax利用者は受信通知を添付すること 別紙「収支内訳書」、「所得の内訳書」又は「第三表」がある場合は、その写しも併せて提出すること
本人 （特別研究員等）	JST特別研究員やJSPS次世代プログラム等に採用されている（予定含む）	書類不要（申請フォームは、給与のA/Pターンを選択し、年額を入力すること）
本人 （正社員）	2024年1月1日以前から同じ勤務先で働いている	2024年分（2024年1月～12月）の源泉徴収票
	2024年1月2日以降に就職・転職した	給与支払（見込）証明書（別紙2）（原本）及び退職証明書又は退職したことが分かる書類
	2024年1月2日以降に退職し、仕事をしていない	退職証明書（原本）又は退職したことが分かる書類
	休職中である	休職証明書（任意様式）及び休職期間中の給与・手当等支給額が分かる書類の写し
	事業・農業・不動産・配当・利子・雑所得等があり、確定申告している	2024年分確定申告書の第一表・第二表の写し ※税務署の受付印があるもの。なおe-tax利用者は受信通知を添付すること 別紙「収支内訳書」、「所得の内訳書」又は「第三表」がある場合は、その写しも併せて提出すること
本人 （収入無し）	2025年4月1日（後期は10月1日）現在、アルバイト・仕事をしていない	書類不要（本人が家計支持者で無職の場合は、その詳細理由を申請フォームの申請理由欄に入力すること）
本人 （年金受給）	年金を受給している	年金振込通知書又は年金決定（改定）通知書等の写し（源泉徴収票は不可） ※氏名の記載、発行日付があるもので、最新のものの
父母 祖父母 配偶者 おじおば	2024年1月1日以前から同じ勤務先で働いている	2024年分（2024年1月～12月）の源泉徴収票
	2024年1月2日以降に就職・転職した	給与支払（見込）証明書（別紙2）（原本）及び退職証明書又は退職したことが分かる書類
	2024年1月2日以降に退職し、仕事をしていない	退職証明書（原本）又は退職したことが分かる書類
	2024年1月2日以前から仕事をしていない	書類不要（家計支持者が無職の場合は、その詳細理由を申請フォームの申請理由欄に入力すること）
	休職中である	休職証明書（任意様式）及び休職期間中の給与・手当等支給額が分かる書類の写し
	事業・農業・不動産・配当・利子・雑所得等があり、確定申告している	2024年分確定申告書の第一表・第二表の写し ※税務署の受付印があるもの。なおe-tax利用者は受信通知を添付すること 別紙「収支内訳書」、「所得の内訳書」又は「第三表」がある場合は、その写しも併せて提出すること
兄弟姉妹	年金を受給している	年金振込通知書又は年金決定（改定）通知書等の写し（源泉徴収票は不可） ※氏名の記載、発行日付があるもので、最新のものの
	仕事状況関係なし	書類不要（家計支持者である場合等は、父母・祖父母等と同じ）

就学状況を確認する書類		
該当者	状 況	提出書類
全員	本学を除く国立の大学・高等専門学校・専修学校に通っている	在学証明書及び授業料免除状況証明書（別紙3）（原本） ※2025年4月1日（後期は10月1日）以降に発行されたもの
	私立・公立の大学・高等専門学校・専修学校に通っている	在学証明書（各学校様式）（原本） ※2025年4月1日（後期は10月1日）以降に発行されたもの
	高校生以下	書類不要
その他特別な事情がある場合に提出する書類		
該当者	状 況	提出書類
全員	義務教育終了者で就学者ではない者及び家計支持者で主夫・主婦である	書類不要（ただし、その理由の詳細を申請フォームの申請理由欄に入力すること）
	雇用保険を受給している	雇用保険受給者証（1～4面）の写し
	児童扶養手当を受給している	児童扶養手当支給（改定）通知書等の写し ※児童手当ではないため、注意すること。（児童手当は申請不要）
	6か月以上の長期療養者である	病名・治療期間記載の診断書 ※申請1か月以内に発行されたもので、病院ごとにそれぞれ必要治療に係る直近3か月分の領収書の写し ※2025年4月1日（後期は10月1日）時点で6か月以上経過している必要がある
	障害者・原爆被害者である	手帳、診断書又は認定書の写し
	障害手当を受給している	障害手当の金額が分かる書類の写し（氏名の記載があるもの）
	生活保護受給世帯である	受給額記載の生活保護決定（変更）通知書等の写し ※受給者番号が記載されている場合は、その箇所は黒塗りしたもので差し支えない。
	学費負担者が死亡した世帯である	住民票除籍証明書（原本）又は死亡診断書の写し等、死亡したことを証明する書類
	風水害、火災等の被災世帯である	被災証明書、被災のため必要とした経費の証明（任意様式）、被害状況調書（別紙9）
家計支持者	家族と別居（単身赴任等）している	家計支持者の別居（単身赴任等）に係る関係領収書（家賃、光熱水費等）の写し、 住民票又は別居先に居住していることが証明できる書類
本人	独立生計者である	経済生活状況申告書（別紙4）（原本）（指導教員の所見は不要）、健康保険証の写し（配偶者がいる場合は配偶者のものも必要）、 父母等と別居していることを証明する書類（父母の住民票、公共料金の請求書（本人、父母両方）等）
	給付型奨学金を受給している ※前期は2024年度、後期は2025年度の受給分が対象	採用決定通知等の写し ※申請フォーム内に自動入力されている奨学金に関する書類は不要

* 本表については、すべて前期申請時は2025年4月1日時点、後期申請時は2025年10月1日時点の状況による。